

# 平成6年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課 よし むら まさ き  
吉 村 正 機

7年を超える長期に及ぶ交渉が続けられてきたガット・ウルグアイ・ラウンドであるが、昨年暮れ、農業交渉の最終合意文書の調整案について我が国もこれを受け入れたところである。この農業交渉は、各国の主張の隔たりが大きく困難を極め、特に世界最大の農産物純輸入国である我が国は、食料の安全保障や環境保全に農業が果たしてきた役割を重視すべきこと等を交渉期間を通じて主張してきた。

ラウンド後、政府は「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に対処するための国内農業施策に関する基本方針」を閣議了解した。この内容は、21世紀に向けた農業構造の早期実現とともに、新たな国境措置の下での生産・流通体制の整備、農業体質強化、地域活性化等ラウンド合意の実施期間を通じた所要の対策の具体化とその推進につき、総力をあげて取り組むというものである。

今後は、このような考え方のもとにおいて諸施策が進められることとなるが、従来からの環境保全型農業の推進、平成4年6月に打ち出された新政策が目指す経営感覚に優れた効率的かつ安定的経営体の育成、国内農業生産の維持・拡大、そして今回のラウンド対策等、植物防疫分野においても諸々の施策への一層の貢献が期待されているところであり、また課せられた責務も大きいものがある。

最近の植物防疫を巡る大きな情勢のうちいくつかを紹介する。

「オゾン層破壊問題」に関して論議されている臭化メチルの取り扱いについては、その後国内法の整備が進められている。臭化メチルの土壤消毒剤としての有効性やオゾン層への悪影響に関する疑義については、今後関係の場で訴えていくが、一方で、土壤消毒の代替方法があればその普及に、可能性のある方法があればその技術確立に、早急に取り組まなければならないと考えている。

公共用水域における水質汚濁防止関係の動きに関しては、環境庁からの諮問を受け、中央環境審議会は、昨年12月に「水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方」について答申を出し、その中で、水質汚濁に係る農薬の登録保留基準の拡充・強化、農薬安全使用基準等の策定、水質汚濁にかかる水質汚濁性農薬の指定とその規制等について触れられている。このような中

で、水道水源の水質保全に関し、「水道原水水質保全事業の実施の推進に関する法案」、「特定水道利水障害の防止のための水道水原水域の水質の保全に関する特別措置法案」が国会において審議され先般成立した。

奄美・沖縄の南西諸島に発生していたウリミバエは、平成5年10月に根絶が達成され、我が国全域からウリミバエの根絶が達成された。奄美・沖縄のウリミバエの根絶防除事業には、永い歳月と巨額の事業費、大変多くの関係者の労力が投入された。多くの先達のご努力に感謝と敬意を表する次第である。

また、植物防疫の分野においてもコンピュータの利用や情報の高度化が急速に進展しているが、これらは個々に開発運用されているもので必ずしも関係者に開放されていないため、情報の価値を活かせていないばかりか、全国的に同様の作業を重複して行うなど、不効率な実態も生じている。現在、発生予察の情報、病害虫の発生現況データのやり取りに、国と都道府県の病害虫防除所をオンラインでネットワークするシステムが稼働しているが、今後、発生予察以外にも農薬登録情報など、植物防疫関係のより幅広い情報を積極的に関係者に提供し、また必要なデータを関係者が共有化できる総合的なネットワークの構築を行うため、植物防疫情報研究会を組織し必要な検討を行うこととしたところである。

平成6年度の予算もこのような状況を背景としており、新規事業としては、「高度技術応用防除体系推進事業」、「農薬水質影響・総合対策事業」、「輸出果実検疫条件クリヤー実証事業」が認められている。

## 1 病害虫発生予察事業の拡充・強化

発生予察に基づいた病害虫防除は、適時、的確で効率的な防除の基本であり、それは環境保全型農業における病害虫防除にとっても必要不可欠のものである。今後とも従来からの発生予察の都道府県間、行政・試験研究間のネットワークを充実させ、発生予察技術の開発を図り、精度の高い発生予察情報の作成と迅速な情報伝達に努める。

このため、発生予察技術の整備されていない花き類病害虫の発生予察を実施するための「花き類病害虫発生予察実験事業」を継続するとともに、特殊調査事業として、平成6年度から新規に「薬剤抵抗性アブラムシ類の発生予察方法の改善」を実施するなど、発生予察技術の開発・確立に取り組む。

一方、一部の野菜病虫害など圃場ごとに発生実態の大きく異なる病虫害や、施設内病虫害の発生予察への取り組み、ますます要求される地域ごとのきめ細かな発生予察情報作成への対応として、農業者等と病虫害防除所との連携による地域的な発生予測を実施することとし、その体制整備として実施している「発生予察地域活用技術確立事業」については、年次計画により地区数を増加して取り組むこととしている。

## 2 環境保全型農業における防除の実施

環境保全型農業における病虫害・雑草防除は、①高精度できめの細かい発生予察に基づく適時適切な防除、②多様なニーズに応じた多段階の要防除水準の設定、未設定病虫害の要防除水準の策定、③天敵、拮抗微生物、性フェロモン等いわゆる化学農薬以外の農業資材（微生物農薬等）による防除の推進とともに、耕種的、物理的防除等と化学農薬による防除を有効に組み入れた総合防除体系の確立普及、等であると考えられているが、この病虫害防除の方針については既に通達されているところであり、これを推進するための事業を実施する。

従来から実施してきた防除多様化推進事業において、「環境保全型農業対応防除要否判断基準確立事業」を行うべく事業を拡充した。この事業では多様な防除要否の判断基準の設定を目指してきたが、さらに、病虫害被害の状況と収量、品質、価格との関係の解析を行った上での防除要否の判断基準の確立を図っていく。一方、環境影響にも配慮した多様な防除を推進するために、抵抗性品種の利用等の耕種的防除法や各種物理的防除法を活用した防除体系の確立のための調査を行う。

また、天敵、弱毒ウイルス等の利用による高度防除技術については、個別技術として取り組まれてきたが、複数の高度防除技術を組み合わせ、従来の一般的防除技術の中に取り込んだ高度技術応用防除体系の確立を図るために事業の拡充を行った。

なお、近年連作等により発生が増大して問題になっている土壌病虫害の防除対策においても、土壌処理剤の効率的な使用を進めるとともに、圃場に影響の少ない防除技術の選定、環境の保全にも配慮した合理的な防除技術の確立を行う「環境保全型土壌病虫害防除技術確立事業」については、年次計画どおり地区数を増加して実施することとしている。

## 3 水質保全に配慮した農業使用の一層の適正化等

農薬の使用に当たっては、必ず農薬取締法に基づき登録された農薬を安全使用基準等に従って使用するよう指導してきたところであるが、特に残留農薬基準値の追加設定とそれに伴う安全使用基準の改正作業が進められていることから、改正内容の周知とその遵守の指導に一層

努める。

公共用水域における水質汚濁防止に関する作業が各方面で進められていることから、農薬を使用した水田やゴルフ場等の周辺の水質に及ぼす影響を点検調査し、その結果に基づいて地域の実情に即した水質影響に配慮した農薬適正使用の指導を図るため、「農薬水質影響・総合対策事業」を新規に実施することとしている。

その他環境保全関係としては、「環境負荷の低減に資する農薬開発のための生物系農薬の機能調整技術の開発」を農林水産試験研究費補助金として計上し、バイオテクノロジーを用いた低環境負荷農薬の機能安定化のための技術開発を行う。

一方、オゾン層保護のために臭化メチルの使用に一定の制限が設けられたところであるが、この臭化メチル等畑地の土壌処理剤の気中汚染を制御するための技術を確認する「畑地土壌処理剤拡散制御技術確立調査」を委託事業として実施するとともに、植物検疫で臭化メチルを使用してもくん蒸後に大気中に放出しないための技術を開発するため、「検疫くん蒸剤揮散防止技術確立事業」を中央民間団体の補助事業として実施する。

なお、環境保全は全世界的な流れであるが、OECD 環境政策委員会における農薬作業グループのための拠出金が新たに認められている。

## 4 輸出入植物検疫の的確な推進

農産物の輸入量は増大する一方で、我が国からの農産物の輸出も増加している。これら、国際間を行き来する農産物による病虫害のまん延を防止するため、植物検疫の業務はますます増大するとともにその責務も大きくなっている。本年9月には国内初の24時間営業の関西国際空港が開港することになっており、植物防疫官の増員を含め万全の体制整備を進めているところである。

また、ラウンドにおいて議論されてきた衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定についても最終合意されたが、植物検疫は各国に発生する病虫害の種類が異なることから生じる各国ごとに異なる措置について、従来から科学的、技術的に対応してきたが、今後協定が発行し、国際基準が作成されれば、病虫害の侵入を防止することにより我が国農業生産の安全を図るという植物検疫の本来の目的を堅持しつつ、国際基準との調和を図るための検討を進めることとしている。

本年度からの新規事業としては、相手国側の植物検疫上の規制により我が国の高品質な農産物の輸出が禁止されているケースにおいて、諸外国に対し輸入解禁要請を行うために必要な技術実証データ及び諸外国が問題としている病虫害の発生実態調査データを集積するための「輸出入実証検疫条件クリアー実証事業」を実施する。